

令和６年度仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

１．目的

令和６年度仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事を施工するにあたり、公募型プロポーザル審査を公平に行い契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「令和６年度仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２．審査委員会の構成

審査委員会は別紙の審査委員で構成する。

３．役割

審査委員会の役割は次のとおりとする。

- （１）企画提案書の内容を審査
- （２）契約の相手方となる候補者及び次点者の選定
- （３）その他、審査に関して必要と認めるもの

４．審査委員会の職務等

- （１）審査委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。
- （２）審査委員長に事故があるときは、あらかじめ審査委員長の指定する審査委員がその職務を代行する。

５．審査委員会

- （１）審査委員会は、審査委員長が招集する。
- （２）審査委員会の議長は、審査委員長があたる。
- （３）審査については、別に定める「仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事公募型プロポーザル審査要領」により実施する。

６．意見の聴取

審査委員長は、審査委員会を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

７．事務局

審査委員会の庶務を行わせるため、事務局を仁淀川町役場企画振興課に置く。

８．守秘義務

審査委員会の審査委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

９．審査結果の開示

審査委員の審査結果は開示する。

１０．その他

この要領で定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、審査委員長が別に定める。

附 則

この要領は令和６年４月１日から施行する。

(別紙)

仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事公募型プロポーザル審査委員

役職名	職名又は所属等	審査内容
審査委員長	仁淀川町副町長	<u>面接</u> 審査
審査委員	仁淀川町役場 総務課長	<u>面接</u> 審査（２者以上の提案があった場合） 書類審査（１社の提案であった場合）
審査委員	仁淀川町役場 企画振興課長	<u>面接</u> 審査
審査委員	仁淀川町役場 町民課長	書類審査
審査委員	仁淀川町仁淀総合支所 支所長	書類審査
審査委員	仁淀川町池川総合支所 支所長	書類審査